

新発田市告示第205号

新発田市バス待合所等設置事業補助金交付要綱を次のように定め、平成25年6月1日から実施する。

平成25年5月28日

新発田市長 二階堂 馨

新発田市バス待合所等設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の自治会等の住民自治組織が行う、バス待合所の設置若しくは修繕事業又はバス利用者のための自転車等駐車場設置事業に対し、予算の範囲内においてバス待合所等設置事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、新発田市補助金等交付規則(昭和33年新発田市規則第10号)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、自治会、複数の自治会で組織する住民組織その他住民自治組織(以下「住民自治組織」という。)とする。

(交付対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、住民自治組織が実施する事業で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) バス待合所の設置又は修繕を行う事業

(2) バスの停留所付近にバス利用者のための自転車等駐車場(自転車等駐車場の位置が当該バスの停留所から概ね20メートル以内のものに限る。)を設置する事業

2 前項の規定にかかわらず、国、県等の補助又は助成を受ける事業は、交付対象としない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する経費のうち、建物及び付帯設備の設置又は修繕に要する経費とする。

2 補助対象事業に要する経費のうち、用地に係る経費、備品購入費及び事務費は補助対象経費としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額とし、25万円を限度とする。

2 前項の規定により算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(再交付の制限)

第6条 補助対象事業となったバス待合所又は自転車等駐車場に係る再度の補助金の交付は、前回の補助金の交付から概ね10年を経過しなければ行わない。

2 国、県等の補助又は助成を受けたバス待合所又は自転車等駐車場に係る補助金の交付は、前項の規定を準用する。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が災害等により消失又は損傷があったときその他特別な事情があると認めるときは、補助金を交付することができる。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする住民自治組織(以下「申請者」という。)は、バス待合所等設置事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 設計図書(位置図、平面図、構造図等)

(2) 工事見積書の写し

(3) 道路占用等の許可書の写し(道路占用等の許可が必要な場合)

(4) 建築確認通知書の写し(建築確認が必要な場合)

(5) その他市長が必要と認めるもの

2 申請者は、前項に規定する申請の前に、事業実施計画等について、あらかじめ市長と協議しなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条第1項に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付又は不交付を決定し、バス待合所等設置事業補助金交付

決定通知書（別記第2号様式）又はバス待合所等設置事業補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（変更交付申請）

第9条 補助金の交付決定を受けた住民自治組織が、事業を変更し、補助金の額が変更となるときは、バス待合所等設置事業補助金変更交付申請書（別記第4号様式）に変更後の工事見積書の写しその他変更内容を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があった場合は、その内容を審査の上、補助金の交付額を変更することと決定したときは、バス待合所等設置事業補助金変更交付決定通知書（別記第5号様式）により、当該住民自治組織に通知するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。